

平成26年川俣町議会第7回定例会会議録

平成26年川俣町議会第7回定例会は、9月4日川俣町役場議場に招集された。

1. 応招議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 嶋原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 斎藤博美君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 菅野正彦君	11番 佐藤喜三郎君	12番 五十嵐謙吉君
13番 高野善兵衛君	14番 石河清君	15番 遠藤宗弘君
16番 黒沢敏雄君		

2. 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3. 出席議員は、次のとおりである。

1番 村上源吉君	2番 高橋道弘君	3番 高橋真一郎君
4番 嶋原利光君	5番 高橋道也君	6番 菅野清一君
7番 斎藤博美君	8番 菅野意美子君	9番 新関善三君
10番 菅野正彦君	11番 佐藤喜三郎君	13番 高野善兵衛君
14番 石河清君	15番 遠藤宗弘君	16番 黒沢敏雄君

4. 欠席議員は、次のとおりである。

12番 五十嵐謙吉君

5. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	伊藤智樹君
総務課長	佐藤光正君	企画財政課長	佐藤真寿夫君
町民税務課長	寺島喜美夫君	会計管理者	羽賀洋一君
保健福祉課長	丹野雅直君	建設水道課長	斎藤和弘君
原子力災害対策課長	佐藤広一君	産業課長	沢井一雄君
教育委員長	佐藤捷善君	教育長	神田紀君
教育次長	佐藤修一君	生涯学習課長	増賀喜芳君
総務課長補佐	大内彰君	監査委員	斎藤庸夫君

6. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記長 岡健一

7. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

議案の上程

町長提案要旨の説明

請願・陳情の委員会付託

諸般の報告

議報告第7号 例月出納検査等の結果報告について

報告第9号 寄附採納報告

報告第10号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置について（審議採決）

議案第79号 平成25年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第80号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第81号 平成25年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第82号 平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第83号 平成25年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第84号 平成25年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第85号 平成25年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第86号 平成25年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第87号 平成25年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第88号 平成25年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第89号 平成25年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第90号 平成25年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（説明・質疑）

議案第91号 平成25年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について（説明・質疑）

議案第92号 平成26年度川俣町一般会計補正予算（第4号）（説明）

- 議案第 9 3 号 平成 2 6 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 9 4 号 平成 2 6 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（説明）
- 議案第 9 5 号 平成 2 6 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 9 6 号 平成 2 6 年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 9 7 号 平成 2 6 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 1 号）（説明）
- 議案第 9 8 号 川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について（審議採決）
- 議案第 9 9 号 教育委員会委員の任命について（審議採決）
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について（審議採決）

◎開会及び開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、平成26年第7回川俣町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。 (午前10時00分)

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） なお、本日は気温が上がっておりますので、上着を脱いでいただいて結構です。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において、14番議員 石河清君、15番議員 遠藤宗弘君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期、議事運営について、議会運営委員長から報告いたします。

石河議会運営委員長。

○議会運営委員長（石河 清君） 皆さん、おはようございます。

本定例会の会期及び審議予定につきまして、去る8月29日に議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。その結果、次のとおり決定したので報告をいたします。

まず、会期は本日から22日までの19日間といたします。

審議日程であります。第1日目の本日は、議案の上程、町長から提案要旨の説明を受けた後、請願・陳情の委員会付託を行い、諸般の報告、例月出納検査等の結果報告、寄附採納報告などの報告を受けます。その後、決算審査特別委員会の設置についての審議採決、平成25年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、奨学資金特別会計、工業団地造成事業特別会計、各財産区特別会計、水道事業会計、以上13件の決算について、内容説明及び質疑を行います。続いて、平成26年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計、以上6件の補正予算についての内容説明を受けます。続きまして、人事同意3件の審議採決を行い、午後4時ごろ散会の予定であります。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。第2日目の5日金曜日は議案調査のため休会といたします。第3日目の6日は土曜日、第4日目の7日は日曜日のため休会といたします。第5日目の8日月曜日は、午前10時に本会議を開議し、一般質問を行い、午後5時ごろ散会の予定であります。一般質問は5名の方を予定をしております。第6日目の9日火曜日は午前10時に本会議を開議し、引き続き一般質問を行い、午後3時ごろ散会の予定であります。一般質問は3名の方を予定をしております。なお、本会議終了後は、各常任委員会を開催していただきます。第7日目の10日、第8日目の11日、第9日目の12日は各委員会を開催をいたします。第10日目の13日は土曜日、第11日目の14日は日曜日、第12日目は敬老の日のため休会といたします。第13

日目の16日、第14日目の17日、第15日目の18日、第16日目の19日は各委員会を開催いたします。第17日目の20日は土曜日、第18日目の21日は日曜日のため休会といたします。本定例会最終日であります第19日目の22日月曜日は本会議を午後1時30分に開議し、請願・陳情の審査結果及び付託議案等について報告を受けた後、平成25年度決算13件の討論・採決を行います。続いて平成26年度一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計、以上6件の補正予算について質疑・討論・採決を行います。なお、追加議案が予定されておりますので、これらを全て議了して、午後5時ごろ閉会の予定であります。

本定例会における本会議の日程は、以上のとおり議会運営委員会で決定をいたしましたので、報告を申し上げます。なお、本定例会の会期は9月22日までの19日間でありますので、各委員会におきましてはあらかじめ委員会の日程を定めていただき、会期中の審議をお願いしたいと思います。以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） ただいま報告いたしました日程でご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3、本定例会に付議されました議案は、お手元に配付したとおりでありますので、一括上程いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第4、町長から提案要旨の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、平成26年第7回川俣町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜りましたことに心から御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします案件は報告が2件のほか、議案は決算の認定が13件、補正予算が6件、人事案件が2件、諮問が1件でございます。これらの提案要旨を申し上げますことに先立ちまして、町政の重要課題・近況等についてご報告をさせていただきます。

初めに、町商工会の補助金不正請求に対する調査状況等について申し上げます。

一日も早い町の復興・再生を目指し、復興加速に向けたさまざまな施策や事業に取り組んでいる中、町の商工業者のまとめ役として商工業の振興・復興に向け、各種事業に取り組んできた商工会において、今回の補助金の不正請求等が行われたことは、まことに残念であり甚だ遺憾であります。

町では、補助金等を交付した平成21年度から平成24年度の4年間について、地方自治法の規定に基づき事業実施に係る関係書類の再検査等の調査を進め、補助金等の適正執行を確保するため、不正請求等の全容解明に全力を傾注してまいりました。調査の対象といたしました43事業につきましては、先月8月末をもちましてその調

査を終え、10の事業において不正請求を確認いたしました。不正請求のあった事業につきまして、財源が町費のみの補助金はその交付決定を全部取り消しし、取り消した補助金の全額返還を求めることといたしました。10事業に係る補助金等の返還額は1,243万7,999円となりますが、このうち1,213万7,999円につきましては、去る8月22日に補助金等の返還命令を行い、商工会及び商工会の関連団体から先月28日から29日にかけて、返還請求額の全ての返還を受けたところでございます。残る30万円につきましても、9月1日に補助金返還命令の通知を行いましたので、近日中の納付を見込んでいますところでございます。

町といたしまして、このたびの商工会の不正請求等を発見できなかったことを真摯に受けとめ、再発防止、補助金等の執行の検査体制の見直しに取り組んでまいりますことはもちろんでございますが、商工会法に基づき指導・監督を行う県とも連携を密にしながら商工会の適正な業務執行を徹底させ、失った信頼の回復を図り商工業振興発展のため最善を尽くしてまいりますので、議員皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、復興の加速に向けた取り組みにつきまして申し上げます。計画的避難区域に指定されていた山木屋地区が、昨年8月8日に居住制限区域と避難指示解除準備区域の二つの区域に再編され1年が経過いたしました。この間、福島再生加速化交付金や東日本大震災復興交付金・福島定住等緊急支援交付金など、国の復興予算の確保を行い復興事業に取り組んでまいりました。

初めに、復興公営住宅の建設につきましては、その建設用地の敷地にあった旧川俣精練の建物解体工事を終え、避難されている方々が早期に住宅に入居できるよう、現在、スピード感を持って住宅建設事業の準備を進めているところでございます。

一方、山木屋地区の避難指示解除後に帰還される住民の皆様が、住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、スマートコミュニティ推進委員会を設置し、山木屋地区の抱える地域コミュニティの再編や農林業の復興などの多くの課題に対応し、地域の復興を促進するため山木屋地区復興まちづくり基本計画を策定し、計画の具現化を図ることといたしました。

具体的には、地域医療・介護機能及び高齢化に対応した福祉施設の整備や、コミュニティ機能の維持・強化を図るため、地域の復興のシンボルとなる複合施設を地域の中心地域に整備してまいります。これら複合施設の維持管理費につきましては、再生可能エネルギーを活用した太陽光発電による売電収益をその一部に充てていく計画としております。去る6月には、町の出資により、かわまた復興発電合同会社を設立し、合同会社により山木屋地区にメガソーラー発電事業を展開してまいります。

次に、放射能からの安全対策として、国直轄で実施しております山木屋地区の除染につきましては、生活圏内の除染作業が先月をもちましてほぼ終了いたしました。除染の効果により安全・安心の確保を図るとともに避難指示区域を見直す際に、町では山木屋地区の復旧・復興工程表を作成し59の事業を掲げまして、地域の復興推進に取り組んでおります。山木屋地区復興推進のための59事業の検討と地区住民の

帰還に当たり、必要な各種施策の協議・検討などを行い、町及び町復興会議に提案していただくため、このほど山木屋地区復興推進委員会設置要綱を制定し、第1回の委員会を今週土曜日に開催する運びとなったところでございます。

次に、山木屋地区の農地除染につきましては、農地の表土剥ぎ取り方式による除染を行い、あわせて今まで以上に水田の多面的利活用を図るため、従前から強く要望されてきました暗渠排水工事を行い、除染後の農地再生を図ってまいります。

さらに、営農が再開されるまでの間、農地の保全管理等の営農再開に向けた取り組みを進めるため、山木屋地区営農組合を設立し自主管理と委託管理の実施形態の区分により、農地所有者による管理が困難な場合の農地保全管理については、山木屋再生受託組合が保全管理などの作業を受託することとし、営農再開に向けた取り組み体制を構築したところでございます。

また、除染の終わった農地での実証栽培につきましても、水稻や花卉等で継続して取り組んでまいりましたが、花卉栽培におきましては7月23日から良質な山木屋産のトルコギキョウの市場への出荷を4年ぶりに再開し、8月3日には農業復興祭を開催するとともに、9月1日には東京・大田市場におきまして、また総理官邸に出向いて花の復興をアピールしてまいったところでございます。

次に、3年目を迎えます山木屋地区以外の地区の除染について申し上げます。

昨年度からの継続事業であります川俣1・川俣2・鶴沢・小神・福田の5地区の除染は、仮置き場の確保など地域の皆様、関係各位のご理解とご協力をいただき、各共同企業体の真摯な除染作業により除染が終了した小神地区を除きまして、12月をめどに全域を完了する予定で進めております。これまでの成果と課題などを踏まえまして、町を挙げて徹底した除染に取り組んでまいります。

また、平成24年度に除染を実施いたしました福沢・小島・飯坂・小綱木・大綱木の5地区につきましては、住宅敷地隣接のおおむね20メートルの範囲の除染を平成24年度の事業で除染手法がまだ決まらず実施できなかった部分につきまして、来月の発注をめどに今後実施してまいります。地域の皆様には新たな仮置き場の確保などで引き続きご理解とご協力をいただきながら生活圏の除染に取り組んでまいりる考えであります。

次に、子どもの屋内運動場のオープンについて申し上げます。

旧川俣精練の事務所棟の建物を改修し、子どもたちが放射線の影響を心配せずに遊ぶことができる屋内運動場の整備につきましては、おかげさまで来週12日に施設の開館式を迎えることができることとなりました。原発事故以来小さいお子さんをお持ちの保護者の皆さんが待ち望まれた施設の完成でありますので、今後は子どもたちが楽しく安心して利用できる施設として運営の確保と維持向上に努めてまいりる考えであります。

次に、工業団地等の造成事業について申し上げます。

羽田産業団地と西部工業団地の二つの団地につきましては、それぞれ国の福島再生加速化交付金を活用しての団地造成の予算が認められ、町の今年度のこれまでの補正

予算におきまして、関連事業費の計上を可決いただいたところでございます。現在、ベルグアースの苗木工場が立地いたします羽田産業団地につきましては、地権者の皆様のご理解とご協力を賜り用地取得の交渉の結果、9月7日に用地売買契約の合同調印ができる運びとなりました。今後は、用地に係る開発行為の認定を早急に受け造成工事の発注を進め来年夏の苗出荷を目指し、ベルグ福島で建設する施設の整備に支障を来さぬよう取り組んでまいります。

また、西部工業団地につきましては、平成28年3月の完成を目指しまして、今年度からの2カ年の継続事業で造成事業に取り組んでまいる考えであります。現在、工場の立地に関しましては、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金やふくしま産業復興企業立地補助金など工業団地への工場立地を支援する制度が充実しております。このような機会を最大に活用し、造成の完了に合わせて製造関連の企業を基本とし、さらなる企業の誘致を進めてまいる考えであります。川俣町の悲願であり長年の課題として取り組んできた企業誘致を日本一の苗を生産・販売するベルグアースの進出により実現し、また西部工業団地の造成に着手し、さらなる企業誘致の促進が図れますことは言葉では言い尽くせないほどの喜びであり、関係皆様方のご支援に心からの感謝を申し上げる次第であります。

これらの事業を雇用の場の確保と若者の定住化・産業振興など町の諸課題に対応し、元気いっぱい笑顔いっぱいのまち川俣の持続可能な将来のまちづくりの大きな契機としてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解・ご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、本年の農作物の生育状況等について申し上げます。

まず、水稻の状況ですが、本年は春先は天候に恵まれ水不足などの心配がなかったものの、その後の高温・降雨等で生育が心配されましたが、作況については平年並みであるとの見込みとなっております。

花卉・小菊につきましては、初夏の好天により開花期が早まったことから底値での販売となり、また高温多湿の影響から病気が蔓延しており9月出荷の状況を注視しているとのところでございます。

主力品目でありますミニトマト・キュウリ・サヤインゲンですが、6月ごろまでは平年並み、6月下旬から7月中旬にかけてまとまった降雨の影響で病害が発生しましたが、7月から出荷量が急激に増加し8月には品不足となって高値の取引がされたところでございます。

それでは、平成25年度の決算の状況と施策の内容等について申し上げます。

初めに、平成25年度の決算等の状況について申し上げます。

平成25年度一般会計の歳入総額は186億6,532万円で前年度と比べて23億4,523万3,000円、14.4%の増額となり過去最大の規模となりました。構成比が最も大きいのは、県支出金の110億1,068万円で歳入全体の59%を占めております。これは、生活圏の除染や農地等の除染経費に係る除染対策事業県交付金によるもので、生活圏の除染につきましては、平成24年度からの繰り越し分も

多額となっております。次いで地方交付税 30 億 4,315 万 7,000 円で、歳入構成比が 16.3%、次が国庫支出金で 16 億 1,074 万 4,000 円となっており、これら 3 科目で歳入総額の 83.9%を占めております。

歳出は、総額 181 億 9,500 万円で、前年度に比べ 22 億 5,867 万 9,000 円、14.2%の増となりました。行政目的別で構成比が最も高いのは総務費で、歳出決算総額の 68.5%、次が民生費で 8.5%、教育費 4.8%の順になっております。前年度に比べ増減率の大きいものは土木費の 86.8%で、次いで総務費 28.8%、教育費 21.7%などが増で、一方、農林水産業費は 69.6%、災害復旧費は 17.1%、消防費は 9%の減となっております。

このように前例のない決算規模となりましたが、あらゆる方策を講じて財源の確保をしながら復興計画に基づいて復興・復旧を進めた結果、財政調整基金への積み立てにより、実質単年度収支は 3 億 2,821 万 6,000 円の黒字決算となったところでございます。

次に、平成 25 年度の施策の内容等につきまして申し上げます。

初めに、教育施設への太陽光発電システム等の設置につきましては、再生可能エネルギー導入により児童・生徒にエネルギーに対する意識の醸成を図るため、富田幼稚園・福田小学校・川俣中学校の 3カ所に設置を行ったところであり、今後も計画的に教育施設へ整備を進めてまいります。

次に、健康管理の観点からは、町の震災復興アドバイザーである近畿大学の協力のもと、積算線量計による生活実態に即した線量測定を町内の幼稚園・保育園児及び小中学校の児童生徒などに平成 23 年の 6 月からこれまでの 3 年間、継続しての取り組みや測定結果の分析及び健康管理のアドバイスの支援をいただいたところでございます。

また、内部被爆検査につきましては、済生会春日診療所へ検査の委託を行い、受検率の向上を図るため、4 歳以上の全町民への検査受検票の送付や検査カレンダーの全戸配布により、ホールボディカウンターによる受検体制の強化を図るとともに、これら外部被爆・内部被爆の測定・検査に加えまして、子どもたちが日常生活の中で十分な活動をする機会が少なくなっていることから、対象を中学生以下まで拡大するとともに、団体型に個人型も加えた親子のびのびリフレッシュ事業に取り組み、参加者には自然体験や交流活動などを通じた心身の健康やリフレッシュにつなげていただき、子どもの健やかな成長と親子の健康増進を図っていたところでございます。

さらに、町体育館敷地内に設置した放射性物質検査センターを初め地区公民館など町内 10カ所に野菜などの農産物や井戸水等の検査体制を整え、食の安全確保に努めてまいりました。また、同様に食の安全確保のため生産農家から検査会場まで業者に集配業務を委託する方法により、前年度に引き続き平成 25 年度の米の全袋の検査を実施いたしました。本事業は町地域農業再生協議会が事業主体となり実施したところでございますが、事業費に県の負担金を充て不足する額を町が補助を行い、検査総数では前年度の検査数量を 56 袋上回る 3 万 103 袋の検査を行うことができました。

次に、放射線対策といたしまして、国の被災地域農業復興総合支援事業により15棟の川俣シャモ鶏舎整備を行い、安全な飼育環境の再構築を図りますとともに前年度に実施できなかった耕作農地に係る除染対策事業を行ったところでございます。

商工費におきましては、原発事故によって低下した本町のブランド・イメージを回復するため、町で生産される農産物・食品加工品・絹織物・工業製品等の川俣ブランド品の販売を促進するため、県からのブランド・イメージ回復支援交付金を活用し、支援を行ったところでございます。

次に、土木費におきましては、除染効果の向上と地域住民の利便性の向上を図るため、町道除染後の未舗装箇所につきまして58路線の道路舗装を実施するとともに、震災などにより損傷した道路補修工事を実施し、地域住民の安全確保に努めたところでございます。

次に、消防費におきましては、山木屋地区の防犯・安全確保を目的にパトロール隊による山木屋地区全域のパトロールの実施や、震災・暴風等により被災した建物や住宅敷地の復旧及び井戸修繕工事への助成を継続して行いました。

宅地関連災害復旧に対する補助事業では、敷地に関する補助が29件、住宅が168件、井戸が83件の合わせて280件の助成を行ってまいりました。

さらに、平成24年4月4日に発生した暴風による住宅等の建物の損壊では、53件の修繕工事等について、災害復旧の助成を行うとともに町地域防災計画に原子力災害対策編を加え、原子力災害に対する必要な措置を盛り込んだところでございます。

教育費においては、国の子ども元気復活交付金を活用し、安全・安心な運動機会の確保を図るため幼稚園や小学校などに設置している屋外遊具の更新を行い、放射線問題の払拭を推進いたしました。

次に、新庁舎建設につきましては、被災した役場庁舎の解体工事を前年度からの繰越明許費で行い、被災庁舎の解体を終えるとともに新庁舎の建設に向けまして、基本設計をプロポーザル方式により審査委員会を経て設計業者の選定を行いまして、町民ワークショップを開催し、新庁舎に対する意見や要望をお聞きしながら基本設計を完了し、引き続き新庁舎建設の実設計業務を発注いたしましたところでございます。

以上、一般会計に係る平成25年度の歳入の状況、目的別歳出の概要などについて申し上げましたが、平成25年度につきましては過去最大の決算規模となったところではございますが、一方、生活圏に係る除染対策事業では、除去した土壌等を保管する仮置き場の決定とその敷地造成がおくれたことにより降雪等の影響も受け、86億7,000万円を翌年度に繰り越しするとともに、旧川俣精練解体工事費では、1億9,400万円を繰り越すなど、全体で30事業で91億8,015万2,000円を平成26年度への繰越明許といたしました。この翌年度繰越額につきましても過去最大の規模となったものでございます。

これらは適正な工期が確保できず、やむを得ず事業の繰り越しに至ったものですが、執行管理を徹底し今年度での事業完了を推進しておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

なお、成果の概要に昨年度よりもさらに詳しく記載しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

それでは、提出議案等の要旨について説明申し上げます。

報告第9号「寄附採納報告」は、寄附採納16件について報告を行うものでございます。

報告第10号「地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度の決算における実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告を行うものでございます。

議案第79号「平成25年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」から議案第91号「平成25年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までは、それぞれ平成25年度川俣町各会計歳入歳出決算について認定をお願いするものでございますが、監査委員の審査意見書のほか決算に伴います主な事業の成果の概要及び各会計の執行の実績につきましては附属資料のとおりでございます。

次に、議案第92号「平成26年度川俣町一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。本補正予算は、既定の予算額142億1,710万7,000円に歳入歳出それぞれ3億5,919万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億7,630万1,000円とするものでございます。

歳入におきましては、町税のうち町民税が調定額により2,860万2,000円の増額。交付額の確定により普通交付税が2,601万9,000円、国庫支出金では福島再生加速化交付金やがんばる地域交付金などにより8,275万9,000円の増額。県支出金の1億5,679万3,000円の増額は、生活圏やため池等の除染への取り組みに伴うものでございます。繰越金は前年度決算剰余金の2分の1を計上するもので4,015万2,000円の増額。諸収入では町商工会からの補助金の返還金として1,022万6,000円を計上しております。町債では臨時財政対策債を1,210万円増額しております。

歳出では人件費で時間外勤務手当の増額で208万2,000円の増、物件費では社会保障・税番号制度対応システム改修費630万円、山木屋地区の土壤中の放射性物質濃度測定業務委託料465万5,000円、除染支援業務委託料8,449万5,000円、農業水利施設保全再生のため、ため池の除染委託料9,607万8,000円、空間線量計の校正等委託料2,246万4,000円などを計上しております。

維持補修費では、農道や農業用水路の維持修繕工事費や資材代、林道町道の維持補修などの所要額を措置し、全体で825万6,000円を計上したところでございます。

次に、補助費等では除染対策事業に伴う前年度の県支出金返還金として652万8,000円、町税過誤納還付金に100万円を計上し、鳥獣被害防止総合対策交付金1,000万円につきましては、町を經由せず事業実施団体に直接交付されることとなっ

たため全額減額を行うものでございます。普通建設事業費では、町道13路線につきまして道路の補修工事費を約4,000万円計上いたしますとともに、河川等補修工事費には1,206万9,000円を措置しております。

次に、繰出金では水道事業会計に対しまして国からのがんばる地域交付金算入分を一般会計から繰り出すこととしたもので、本補正予算第4号の歳出補正額につきまして財政調整基金に4,101万6,000円の積み立てを行いまして財源調整を図ったところでございます。

今回の補正予算につきましては、町の復興・復旧を推進するため早急に進めなければならない経費などで、新規事業の追加や現計予算額に不足が生じるため予算措置をお願いするものでございます。

次に、議案第93号「平成26年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、事業勘定において既定の予算額17億5,935万6,000円に歳入歳出それぞれ2,361万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億8,296万8,000円とするものでございます。歳入では繰越金2,121万2,000円と国保連合会からの返還金等240万円を増額し、歳出では保険給付費の一般被保険者療養給付費を1,379万1,000円増額し、諸支出金において平成25年度の退職者医療交付金の確定減により支払基金への返還金742万1,000円が生じたため、その措置を行いますとともに国保基金へ240万円の積み立てを計上したものでございます。

議案第94号「平成26年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、既定の予算額16億8,071万2,000円に歳入歳出それぞれ590万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億8,661万7,000円とするものでございます。歳入では、介護給付費準備基金からの繰入金を590万1,000円を計上し、歳出では、平成25年度の介護給付費と地域支援事業費にかかる事業費精算により、国・県支払基金への償還額590万5,000円を計上するものでございます。

議案第95号「平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、既定の予算額1億6,624万9,000円から歳入歳出それぞれ32万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,592万2,000円とするもので、歳入では出納整理期間中に納付された保険料の減額による繰越金32万7,000円を減額し、歳出でも同額を広域連合への保険料等納付金から減額措置するものでございます。

議案第96号「平成26年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、既定の予算額1,006万3,000円に歳入歳出それぞれ88万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を1,094万4,000円とするもので、歳入は前年度からの繰越金で、歳出では老朽化した滅菌設備更新工事費に70万5,000円、簡易水道施設整備基金に17万6,000円の積立金を計上するものでございます。

議案第97号「平成26年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）」は、資本的

収入で政府企業債を2,500万円減額し、一般会計からのがんばる地域交付金の繰り入れを2,437万8,000円増額補正するものでございます。

議案第98号「川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について」と議案第99号「教育委員会委員の任命について」はともに委員の任期満了によるもので、川俣町固定資産評価審査委員会委員につきましては2名の方のうち1名は再任であります。もう1名につきましては新任をお願いするものでございます。教育委員会委員につきましては1名の方の再任につきましてそれぞれ任期満了に伴い議会の同意をお願いするものでございます。

諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は、人権擁護委員の候補者の推薦について人権擁護委員法の規定により意見を求めるものでございまして、現在、本町には5名の方が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されており、そのうち1名につきましては本年7月末日をもちまして都合により退任され、もう1名の委員が本年12月31日で任期満了となるため2名の推薦につきまして議会の意見を求めるものでございます。

以上でございますが、これら議案等の詳細につきましては各担当課長に説明をいたさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提出議案要旨の説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。



○議長（黒沢敏雄君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙文書表により朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 請願・陳情は、ただいま文書表朗読のとおりであります。

陳情第7号「集团的自衛権の行使容認に反対することを国に求める陳情書」、陳情第11号「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金による就学支援事業の継続を求める陳情書」以上2件を総務文教常任委員会に、請願第7号「一級町道杉坂大木田線の改良延伸等に関する請願書」、請願第8号「生活道路の町道認定に関する請願書」、請願第9号「飯坂字大木戸地内法定外道路の町道認定と改良に関する請願書」、請願第10号「川俣町が中心商店街の街路灯を各街路灯会から譲り受けしていただきたい請願書」、陳情第10号「軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情」以上5件を産業建設常任委員会に、陳情第8号「胃がんリスク（ABC）検診導入を求める陳情書」、陳情第9号「手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める陳情書」以上2件を厚生常任委員会にそれぞれ付託いたしますので、会期中の審査をお願いいたします。



○議長（黒沢敏雄君） 日程第6、ここで議会関係の諸般の報告をいたします。

最初に、議会事務局から報告いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 議会事務局から報告いたします。

今定例会の一般質問の通告は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、去る第6回臨時会で可決されました意見書につきましては、関係機関に送付いたしましたので報告いたします。

以上で、議会事務局からの報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、一部事務組合について報告いたします。

最初に、伊達地方衛生処理組合議会臨時会について報告願います。

高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 伊達地方衛生処理組合議会の報告をいたします。

平成26年7月25日午前11時、伊達地方衛生処理組合議会臨時会が組合事務所  
に招集され、菅野意美子議員とともに出席してまいりました。

付議事件は報告1件、議員提出議案1件、陳情1件でありました。報告1件の後、  
議案1件は審議の結果、原案のとおり可決され、陳情1件は委員長報告のとおり採択  
されたことを報告いたします。なお、細部についてはお手元に配付のとおりです。

これで報告を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 最後に福島地方水道用水供給企業団議会定例会について、私から  
報告いたします。なお、この場からの報告をお許し願います。

平成26年8月26日午後2時、福島地方水道用水供給企業団議会定例会がすりか  
み浄水場に招集され出席してまいりました。

付議事件は議案2件でありました。議案2件は審議の結果、原案のとおり可決され  
たことを報告いたします。なお、細部についてはお手元に配付のとおりであります。

これで報告を終わります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7，議報告第7号「例月出納検査等の結果について」報告  
いたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第8，報告第9号「寄附採納」について報告いたします。  
総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第9，報告第10号「地方公共団体の財政の健全性に関する  
比率の報告について」報告願います。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 別紙報告書を朗読した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午前11時10分といたします。  
(午前10時55分)

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。(午前11時10分)

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） 日程第10、「平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置について」を議題といたします。議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置について

次のとおり、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会を設置するものとする。

平成26年9月4日提出

川俣町議会議長 黒沢敏雄

記

1. 名 称 平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び川俣町議会委員会条例第4条
3. 目 的 常任委員会の枠にとらわれずに、前年度予算が適正に執行したかどうかを審査し、その効果を評価し、後年度の予算編成や政策遂行に反映させることを目的として設置する。
4. 委員の定数 議長、議会選出監査委員を除く全議員14名
5. 期 間 平成26年9月4日から平成26年9月議会定例会最終日まで以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読しましたとおり、平成25年度各会計決算については議長及び議会選出監査委員を除く14名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置して、審議することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第91号までの各会計決算13件については、議長及び議会選出監査委員を除く、14名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置して、審議することに決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会の委員については、川俣町議会委員会条例第5条第3項の規定により、議長において、

- 1番 村上源吉君 2番 高橋道弘君 3番 高橋真一郎君 4番 嶋原利光君  
5番 高橋道也君 6番 菅野清一君 7番 斎藤博美君 8番 菅野意美子君  
9番 新関善三君 10番 菅野正彦君 11番 佐藤喜三郎  
12番 五十嵐謙吉君 14番 石河清君 15番 遠藤宗弘君  
以上14名を指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会委員については、指名のとおり選任することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） ここで暫時休憩し、決算審査特別委員会を開催していただき、委員長、副委員長の互選をお願いしたいと思いますので、ただいま指名いたしました議員の皆様は議員控室までご参集願います。

なお、特別委員会の運営については、年長議員の方をお願い申し上げます。

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） ここで暫時休憩いたします。 （午前11時13分）

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 （午前11時26分）

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） それでは、互選結果について報告いたします。  
委員長に遠藤宗弘君、副委員長に菅野正彦君、以上のように互選されました。

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） 日程第11，議案第79号「平成25年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第23，議案第91号「平成25年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までは、平成25年度各会計の決算です。

各会計の決算説明に入る前に、ここで平成25年度各会計決算の審査結果について、代表監査委員から報告を受けます。代表監査委員。

○代表監査委員（斎藤庸夫君） ただいまより平成25年度川俣町各会計の決算審査結果等についてご報告いたします。

初めに、川俣町各会計決算、各基金の運用状況でございますが、会計管理者、企画財政課長立ち会いのもとに、平成26年7月29日から8月6日までの間、合計6日間にわたり審査を行いました。その結果、各会計の決算計数については、関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、誤りもなく、関係諸帳簿もそれぞれの目的に沿って整理されており、会計経理も正確に執行されたと認められます。

次に、財政健全化審査及び公営企業会計経営健全化審査についてでございますが、これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、審査を行ったものでございます。内容につきましては、皆様に配付いたしました意見書のとおり、各比率等については問題なく、財政及び経営の健全性は確保されているというふうに認められます。財政の健全化に向けて全庁挙げて取り組んでいることは評価に値するものであり、今後とも財源の確保に努めるとともに効果的な事業の遂行に努めるよう求めるものでございます。

最後になりますが、今後の町政運営に当たっては国の財政構造改革の動向などを注視するとともに、さらなる一般財源の確保に努めることはもちろん、大震災や原発事故などのよる社会情勢の変化に迅速に対応するために、今まで以上に人材の育成に努め、事務処理等における基本の徹底はもちろんのこと、スピード感を持って日々の業務遂行に当たられるよう要望するものでございます。

以上、報告いたします。

代表監査委員 斎藤庸夫

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第11，議案第79号「平成25年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第79号 平成25年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（午後0時01分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 3点ほどお伺いしたいんですが、268ページの財産に関する調書とあるんですけど、ここで宅地が772平方メートルふえて、建物のほうが96平米かな、一番下の段ではふえたと、こうなってるんですけど、上のこの96、96で全部合ってるんですが、ただ1番の（1）の表で言うと、この建物が公共用財産のその他の施設で86と、こう載ってんのね。その下の欄は宅地で96と、こう載ってるんですけど、一番下にいて、土地・建物さいくと96しか出てこないんですけど、この772はどこの土地、何筆買ったんだかと、96平米ふえたのも新しく建てたからふえたのかどうかと、この86と96と、二つ出てこないのは何でなのかわからないんで、お知らせをいただきたいと思うんです。言ってる意味わかりますね。（1）では86平米、公共用財産の内訳の中さ86平米で、その他の施設とあるんですよ。下の段の宅地の欄には今度、96平米と建物が載ってるのね。一番下の土地及び建物普通財産というところにくると96で、上の行政財産の86というのを合わせて見ろという意味なんだと思うんだけど、96と86は、じゃあこの施設なのかわからないので、お知らせいただきたいと。

あと多分、町としては、271ページなんだけど、株券の内訳っていつも額面で書いてるじゃないですか。最近額は額面じゃなくて民間の企業も実勢単価というのかな、そのときの3月31日なら3月31日の実際の株の実勢単価で財産が本当になんぼあるのかと、こう民間は普通やるんですけど、今現在この額面で計算すると3,800万だと言うんだけど実際の単価から言ったら3月31日の単価で言ったら幾らになってるのか、それによってこう考え方って変わるじゃないですか、いつまでも株持っていてはならないものなのか。それじゃあ売って現金化して運用したほうがさらにいいという場合もありますよね。だから、その辺は実勢単価で言えば幾らになるのかお聞きしたいと。

あと三つ目は、町長にお尋ねしとくんだけど、後で審査特別委員会があるんで、そこで議論しますが、同じ事業を同じ制度でやる場合は全て、憲法には法の下に国民は平等だと書かれているわけだけど、平等に取り扱うという大原則でよろしいのかどうかね。年度によって違うのかね。その辺、確認したいんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

決算書の268ページの財産の関係の質問でございますが、初めに建物の公共用財産、この上の表が総括になりまして、真ん中が行政財産、下が普通財産ということで別々になったやつが上に上がってきますので、それはご理解いただきたいと思います。総括の表で申し上げますが、公共用財産のその他の施設の86平米につきましては飯坂の大木戸でございます飯坂の体験施設の86平米でございます。それからその下の宅地につきましては寄附をいただいた柏崎の住宅の分でございます。772平米につきましては、これも同様に寄附をいただいた柏崎住宅の宅地、柏崎86の4番地772平米の面積になります。

それから271ページの実勢単価につきましては、全て調べておりませんのでこの後の機会に特別委員会のほうで回答したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（黒沢敏雄君） もう一つ質問あるんですが。副町長。

○副町長（伊藤智樹君） 答弁申し上げます。

同じ制度、同じ事業であれば年度がかわっても当然受けられるというふうな趣旨のことのお問い合わせだと思います。こちらについては原則そうではあります。年度年度によって予算規模が異なったり、またはその事業の緊急性というものも異なってくると思います。原則はそうではありますが、すべからくそうであるとは一概に言えないものと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 1番と2番はわかったんだけど、最後の緊急性だとかいろいろ言ってるんだけど、じゃあ同じ例えば道路直しますよと言ったときに去年は寄附だったと土地が、ことしは買収するんだとそういうこともあり得るということなんですか。同じ路線で同じことをやってるにもかかわらず、そういうこともあり得るということ。川俣町は事業を進めるよと、こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。副町長。

○副町長（伊藤智樹君） ご答弁申し上げます。

道路を一例に挙げていただきましたが、例えば道路であれば当然数年の年次計画をもって施行するものと考えております。ただ、先ほども申し上げましたとおり、道路状態が想定よりもひどくなったとかそういった特殊事情も考慮いたしまして事業というのは進捗されるものと考えております。なので、先ほども触れましたが、全て同じペースで同じ状態でいくということにはすべからくはそうはならないと、当然原則としてはそうなるべきだと思いますが、現実問題としてはそうはならない場合があるとい

うふうに考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） ですから、同じ事業をやっているにもかかわらず、年度が違っていると、じゃあ用買したり、寄附してもらったり、補償したり補償しなかったりってことがあるんですかと言ってるわけですよ、私は。そういう原理・原則で事業を執行するんですかということを知っている。私は同じであるべきだと思っているわけですけど、場所によってはみんなが、地権者の人たちが寄附しますよと言ってやる道路もありますし、みんな用買してくださいと言って用買する場合もあるわけですけど、それが複数年度にわたる事業があるわけじゃないですか。その場合に前の年は買ったんだけど、ことしは寄附だとか、その次の年はまた買ったとか、そういうことがあり得るということなんですかということを知っているわけですよ。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

事業の進め方についてはただいま副町長が申し上げましたが、今議員お質しの、原則同じ事業は同じ理念で同じ手法でやるんじゃないですかということ、そのとおりだと思います。また、事情についてはその予算の編成の中でも説明していかなくちゃならないと思っておりますので、今のような原則はきちっとやって、それにまた予算のこと、また事業の進捗状況などで変わるといいますか、あったから恐らく言ってるんじゃないかと、ちょっと精査してみないとわからないのでありますが、原則はしっかりと、そのように守りながらやっていくのが仕事だと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） なければ、これで質疑を終わります。本案を平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第12、議案第80号「平成25年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第80号 平成25年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2点だけお伺いしておきます。

決算書の283ページかな、滞納があるよね。滞納額って25年度締めたときに、実際幾ら金額になっているのか。ここでの滞納額ね。

それから、もう1点は監査報告書にもあるんですけども、ことしの不納欠損をした分が、前年度に比べると、金額で600万減ですね。件数では223件も減少したと書かれているんですけども。これら不納欠損額が物すごく減ったという原因は何かというのと、あと223件減ったがなに、監査委員の報告の16ページにあるんだけど、不納欠損361件のうち、生活困窮世帯が351件で、転居先不明が8件で、生活保護世帯が2件だとなっているんだけど、じゃあ去年の223件減ったがなの内訳はどういうふうになるのかね、これは。去年に比べて、どこがこの223件減ったんだか、それをお聞きしたいんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） 質問に答弁いたします。

まず、25年度末の国保税の滞納繰越額につきましては、25年度末で7,799万1,894円となっております。

あと、短期償還系の増減ですけれども、その前に不納欠損額、25年度で468万9,351円ということで、24年度と比べますと、600万ほど減ったというか、減になっております。これの内訳としましては、ちょっとお時間をいただきたいと思っております。すみません。

以上で、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 後の答弁でよろしいですか、調べてからの。今すぐわからないから。

それでは暫時休憩いたします。

（午後1時36分）

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後1時47分）

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） お答えいたします。

不納欠損額の件でございますが、平成24年度が1,072万1,437円、平成25年度が468万9,351円となっております。

その理由でございますけれども、平成24年度につきましては、ちょうど5年前の平成19年度分、こちらの不納欠損額が862万3,000円ということで、この分が多く占めております。

ただ、25年度の468万9,351円の内訳ですけれども、この分については、ちょうど5年前になりますと、平成20年度分ということで、この金額が318万8,000円ということになっておりますので、19年度の滞納額が大きかったというようになるかと思っております。

あとは、内容の理由でございますけれども、死亡とか、転居先不明とか、生活保護とか、生活困窮とかという項目で落としておりますけれども、一番主なものにつきましては、生活困窮ということで、平成24年度につきましては、538件あったものが、平成25年度につきましては、351件ということで、約200件近く落ちております。以上が主な理由と考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ありませんか。15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） これ基本的な問題で今、とにかく国保税を納めるというのは、町民にとって一番の負担ぐらいになってきているんですね。そういう中で、基本的な考え方としてどうなのかと思うのが、例えば成果の概要で、国保税507万2,000円の延滞金を含む差し押さえを実施したから成果が上がったんだという、570万2,000円か。という評価をしているんですね。本来、国保というのは福祉事業だと思うんですよね。ここで差し押さえしたから成果が上がったんだという受けとめ方が、果たして正しいのかどうなのか。恐らく、川俣の場合、納税は納税、徴収は徴収、あと保険は保険と分かれてやっているから、平気でこういうことを出せるんだと思うんですよね。他の市町村みたいに、国保担当者が収納や何かまで携わっているとすれば、こういう書き方はできないんじゃないかと思うんですよね。ましてや、この国保の会計ぐらいずさんなものはないと思うんですよね。収入未済額が4分の1あっても平気で会計が整うということ、こんな会計は川俣の予算の中では、国保以外はないですよ。ほかの事業で収入未済額が4分の1あっても、最終的には黒字でしたというおさめ方ができるという会計はないと思うんですが、この辺の考え方、基本的な問題についてだけ、質しておきたいと思うんですよ。私のところに、いろいろ苦情が来るんですが、今最もひどい苦情というのは、15日に年金が振り込まれたけれども、全額差し押さえられたんです。私、どうやって食ったらいいでしょう。こういうことが実際起こっているんですよ、川俣で。普通、年金そのものだとならば全額は差し押さえできませんよね、生活費ですから。ところが、普通預金通帳に振り込まれたものだったら、全額差し押さえができるという考え方で、全額できるんだという考えになったということだけど、じゃあ年金暮らしの人、あとの2カ月どうやって暮らすのかということまで考えたことがあるのかどうなのか。こういう苦情、現に起こっていますからね。この辺について、当局の基本的な考え方をお聞かせ願いたいと思うんです。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） 答弁いたします。

まず、差し押さえの件でございますけれども、町税で1,300万ほど差し押さえを行いまして、うち国保税へ513万ほど充当しております。

この差し押さえの件でございますが、一応財産調査をしまして、明らかにこの国保税含めまして、税を納められる人の分について、差し押さえを行っております。

どうしてもという方も中にはいらっしゃるのとは確かでございますので、その方々の対応等につきましても、相談しながらというか、相談に応じながらやっているところ

でございます。基本、国保税につきましては、国保の被保険者で補うというのが基本だと考えておりますし、また税の公平、公正性からすれば、ちゃんと納めておられる方と比べますと、そういった処分もやむを得ないのかなというふうに考えております。以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） これはね、町当局としてもぜひ検討してもらいたいと思うんですよ。年金振り込まれたその15日にね、振り込まれた年金全部差し押さえされたら、どうなるのかと、年金暮らしをしたことない皆さんはわからないと思うんですが、年金というのは2カ月分振り込まれるんですよ。それ全額差し押さえして、平気でいられる当局の考え方をまずお聞きしたいと。

さっきも言ったことには全然答えてないんだけど、予算の3分の1収入未済額で成り立つ会計というのは、これについてはどういう考えを持っているのかをお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（寺島喜美夫君） 答弁いたします。

まず、年金の差し押さえの件でございますが、年金につきましては、一般財産ということで捉えておまして、年金対象者の方につきましては、原則その納付の約束等に応じられない方などの差し押さえをしているというふうなことで、そういうふうなことで対応しております。

収入未済額の件でございますが、確かに収入未済額7,000万と多くございますが、こうならないように徴収、収納のほうは力を入れているところでございますが、差し押さえ等も含めた結果として、収入未済額が7,700万ほどになってしまったということでございますので、ここら辺は当然のことながら、収納に関しては努力していきたいと思っておりますけれども、25年度の結果ということでのご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） これは担当者ではどうにも答弁はできないんだと思うんですね。収入を担っている者としては、幾らかでも収納率を上げようというのは、これは当たり前のこと。だから、町当局、町長として、年金暮らしの人を振り込まれた年金全部差し押さえしていいのかどうなのかという問題なんです。年金そのものは、裁判や何かだつて、生活費分を残さなかったら、差し押さえはできないことになっているんですよ。給料なんかだつて、全額給料差し押さえというのはできないんですよ、これは。けども、年金が個人の口座に振り込まれた途端に、年金でないから、これは全額差し押さえできるんだという考え方に立っているんですよ。そうすると、おまえは死ぬということを宣言しているようなもんですよ。2カ月分の年金、全部押さえられるわけだから。そういう厳しいことに対しては、町民の福祉を担う町としてね、そのようなことを今後も続けていくのかどうなのかという、少なくとも年金暮らしの人

の年金はね、半分ぐらいまできり押さえるなよとか何かという、こういう考え方に立ってないのかどうなのかということ、これは町当局に聞きたいんです。担当者に答えられるわけじゃないです、それは。その辺、答弁願います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

議員お質しの実態については、違法性を伴う差し押さえは、我々にはできないものと思っております。ですから、そのようなことにはならない差し押さえの範囲での納税の確保ということで、行っているわけでありまして、その中にありまして、今お質しのように、年金が手元といいますか、口座振替になれば、口座振替の預金残高ということでの捉え方をすれば、差し押さえの対象にこれはならざるを得ない状況であります。

ですから、現場を通して、そういった今、お質しのように実態をとにかく先ほど課長も答弁申し上げましたが、相談会を何度もやっているわけでありまして、そういった会を通しながら、その差し押さえについても今のように生活を困窮している方に、さらにまた生活権を奪うような差し押さえというものは、これは同義的にも私はまずいものと思っておりますので、そういった実態をしっかりと確認しながら、この税の回収に当たっていかなくてはならないと思っております。

なお、不納欠損の話も出ておりますけれども、適宜、そういったこともしっかりと捉えながら、また減免制度なども活用しながら、国保税の安定経営に資していかなければならないと思っておりますので、基本的な考えについて、今申し上げさせていただきましたが、国保税をしっかりと確保しながら、国保の財政運営をしっかりとやっていく。そして、国民皆保険制度をしっかりと守る意味でも、我々この自治体の国保については、健全なものにしていかなければならないと思っておりますので、ご理解をいただきながら、今お質しのことも含めて、我々もしっかりと現場にあった対応をすることを答弁させていただきながら、答弁にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

本案を平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第13、議案第81号「平成25年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第81号 平成25年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

本案を平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午後2時30分といたします。  
（午後2時13分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。  
（午後2時30分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第14、議案第82号「平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第82号 平成25年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

本案を、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第15、議案第83号「平成25年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第83号 平成25年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。  
本案を、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第16，議案第84号「平成25年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。教育次長。

○教育次長（佐藤修一君） 議案第84号 平成25年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。  
本案を、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第17，議案第85号「平成25年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（沢井一雄君） 議案第85号 平成25年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。  
本案を、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ございませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決

定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第18，議案第86号「平成25年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 議案第86号 平成25年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

本案を、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第19，議案第87号「平成25年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 議案第87号 平成25年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

本案を、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第20，議案第88号「平成25年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤光正君） 議案第88号 平成25年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

本案を、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第21, 議案第89号「平成25年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(佐藤光正君) 議案第89号 平成25年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長(黒沢敏雄君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

本案を、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第22, 議案第90号「平成25年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(佐藤光正君) 議案第90号 平成25年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について説明した。

○議長(黒沢敏雄君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

本案を、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） 日程第23，議案第91号「平成25年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第91号 平成25年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明した。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

本案を、平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は平成25年度川俣町各会計決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は午後3時45分といたします。  
（午後3時30分）

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。  
（午後3時46分）

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） 日程第24，議案第92号「平成26年度川俣町一般会計補正予算（第4号）について」当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 議案第92号 平成26年度川俣町一般会計補正予算（第4号）について説明した。

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） 日程第25，議案第93号「平成26年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第93号 平成26年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明した。

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） 日程第26，議案第94号「平成26年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第94号 平成26年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明した。

◇ ◇ ◇  
○議長（黒沢敏雄君） 日程第27，議案第95号「平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」当局の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（丹野雅直君） 議案第95号 平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第28，議案第96号「平成26年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について」当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第96号 平成26年度川俣町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第29，議案第97号「平成26年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）について」当局の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 議案第97号 平成26年度川俣町水道事業会計補正予算（第1号）について説明した。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第30，議案第98号「川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第98号 川俣町固定資産評価審査委員会委員の選任について

川俣町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

氏名	住所	生年月日
たかはし みつお 高橋 充男	川俣町飯坂字町裏7番地の1	昭和13年 3月30日
さくらい えみこ 櫻井 恵美子	川俣町字中丁43番地	昭和26年10月 6日

平成26年9月4日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、同意を求めるものであります。

提案理由の説明を申し上げます。議案第98号につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意をお願い申し上げます。当審査委員会委員は3名の方で構成されておりますが、2名の委員が本年9月30日までの任期3年間に到来いたしますので、ご提案をいたすものでございます。再任をお願いする方は、現在2期目の高橋充男さんでございます。新たに選任をお願いするのは櫻井恵美子さんで、さくら調剤薬局を営んでいらっしゃいます。新しい任期は平成26年10月1日から平成29年9月30日までの3年間でございます。

以上の2名の選任についてご提案申し上げますが、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。  
これから議案第98号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第31、議案第99号「教育委員会委員の任命について」を  
議題といたします。当局の説明を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 議案第99号 教育委員会委員の任命について  
川俣町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

氏 名	住 所	生 年 月 日
佐藤 捷善 <small>きとう かつよし</small>	川俣町大字鶴沢字細越13番地	昭和13年 5月 9日

平成26年9月4日提出

川俣町長 古川 道郎

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求め  
るものでございます。

ご説明申し上げます。佐藤捷善委員には平成14年11月1日から教育委員をお願い  
しておりますが、委員会にあつては教育委員長としてこれまでの永年の教職経験と  
学校長としての深い識見を生かされ、その職務に精励いただいているところでござい  
ます。今後さらなる川俣町教育の発展のため、引き続き佐藤捷善氏を教育委員として  
任命いたしたいと考え、本日ここに提案をするものでございます。なお、委員の任期  
は平成26年11月1日から平成30年10月31日まででございます。よろしくご  
同意くださいますようお願いを申し上げ提案といたします。

○議長（黒沢敏雄君） これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第32, 諮問第1号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題といたします。当局の説明を求めます。町長。

○町長(古川道郎君) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について  
人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

氏名	住所	生年月日
鈴木フミ子 <small>すずきふみこ</small>	川俣町字新中町99番地	昭和23年 5月11日
菅野浩市郎 <small>かんのこういちろう</small>	川俣町大字羽田字残茂内1番地	昭和28年 5月17日

平成26年9月4日提出

川俣町長 古川 道郎

(提案理由)

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものである。

ご説明申し上げます。本町では現在人権擁護委員として5名の方が法務大臣の委嘱を受け、毎日の暮らしの中で起きるさまざまな人権侵害について、憲法によって保証されている基本的人権を擁護するための、数々の活動をいただいているところでございます。

5名のうち鈴木フミ子委員が本年12月31日をもちまして、任期満了となりますので、引き続き人権擁護委員に再任をお願いするものでございます。また、現在3期目の委員を務めておいでの方の川俣町大綱木字久木7番地、寺島武氏が本年7月31日をもって都合により退任されました。つきましては、川俣町大字羽田字残茂内1番地、菅野浩市郎氏にお願いいたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。菅野浩市郎氏は、昭和48年4月から平成26年3月まで本町職員として務めておりました。なお、人権擁護委員の任期は両委員とも、法務大臣が委嘱した日から3年間でございます。

以上、鈴木フミ子氏、菅野浩市郎氏の両委員を人権擁護委員として推薦することにご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒沢敏雄君) これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから諮問第1号を採決いたします。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（黒沢敏雄君） 15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） これでは議会閉じちゃうわけですが、決算審査特別委員会からの  
お願いとして、一言発言させていただきたいんですが、いかがですか。

○議長（黒沢敏雄君） はいわかりました。いいです。

○15番（遠藤宗弘君） じゃあ発言させていただきます。これから決算審査特別委員会  
が開かれるわけですが、ぜひ議員の皆さんにも当局にもお願いしたいんですが、あし  
た議案調査がありますから、疑問に思う点や何か議員の皆さんも率直に当局に訴えて  
もらいたいし、当局としては、決算が終わってる問題ですから、議員から問われたこ  
とに答えられないなどという恥ずかしいことのないような調査をして、決算特別委員  
会に参加していただきたいと思うんです。前回の決算審査特別委員会は、質問に対し  
て答えられないがために半日ぐらい休会とか、何かってのが非常に多かったんですよ。  
そういうことで時間を長引かせるようなことはしたくないので、ぜひ皆さんのご協力  
をお願いしたいと思う次第であります。以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 教育委員長。

○教育委員長（佐藤捷善君） 先ほどの教育委員の任命に対して皆さんご審議いただきま  
したことに感謝申し上げます。一言この場をおかりして御礼を申し上げたいと思いま  
す。議員各位におかれましては、日ごろの議員活動とかまことにご苦労さまでござい  
ます。次代を担う幼児、児童、生徒が安全にして、安心して学習できる教育環境整備  
のため、多大なるご理解のもとご協力を賜っておりますことに、深甚なる感謝の意を  
表したいと思えます。なお、私は教育委員の一人として、児童生徒の生きる力の育成  
のため、これからも最大の努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後ともよ  
ろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（黒沢敏雄君） これから、まず決算審査特別委員会を開催していただきます。終  
了後各常任委員会を開催してください。なお、各委員会の運営については各委員長に  
お願いいたします。

あす5日は議案調査のため休会といたします。6日は土曜日、7日は日曜日のため  
休会といたします。8日月曜日は午前10時から本会議を開き、一般質問を行います。  
本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後4時30分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 石 河 清

同 署名議員 遠 藤 宗 弘